

議案第38号

逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部を改正する法律（昭和23年法律第138号）の公布に伴い、改正の要あるため提案する。